

(地Ⅲ125F)  
平成27年10月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が  
生じた方に対する相談・支援体制の充実について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局長、文部科学省スポーツ・青少年局長連名により各都道府県知事等宛別添の通知が発出されました。

本件は、当該予防接種後に症状が生じた方からの要望や平成27年9月17日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の審議結果を踏まえ、厚生労働省と文部科学省が連携し、これらの方からの相談に一元的に対応する相談窓口を各都道府県等に設置することとするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知、協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 発 0 9 3 0 第 7 号  
2 7 文 科 ス 第 4 1 9 号  
平 成 2 7 年 9 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
各 中 核 市 市 長  
各 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

厚 生 労 働 省 健 康 局 長  
( 公 印 省 略 )

文 部 科 学 省 ス ポ ー ツ ・ 青 少 年 局 長  
( 公 印 省 略 )

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する  
相談・支援体制の充実について

標記予防接種の取扱いについては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（以下「合同会議」という。）において、継続して検討しているところです。

これまで、標記予防接種後に症状が生じた方から、厚生労働省に対して、医療、生活、教育等、多岐にわたる相談や要望が寄せられており、また、今般、平成27年9月17日に開催された合同会議において、委員から「患者の学習支援や教育現場との連携等、患者の生活を支えるための、相談体制を拡充すべきである。」という意見が出されたことを踏まえて、厚生労働省と文部科学省が連携し、これらの方からの相談に一元的に対応する相談窓口を各都道府県等に設置することとしました。

貴職におかれては、別添1により相談窓口を設置いただき、個別の支援について特段の御配意をよろしく申し上げます。

なお、相談窓口の担当職員を対象とした説明会を別添2により実施することとしておりますので、当該職員の派遣について併せて特段の御配意をよろしく申し上げます。

## 【別添1】

### ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する 相談窓口の設置について

#### 1 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方からの、医療、生活、教育等多岐にわたる相談を一元的に受け付け、個別の状況に応じて柔軟に対応することを目的として相談窓口を設置する。

#### 2 相談窓口の設置場所

- (1) 都道府県においては、衛生部局及び教育部局に1箇所ずつ必ず相談窓口を設置する。  
※衛生部局に設置する窓口は、相談の内容に関わらず一元的に相談を受け付ける「総合相談窓口」とすること。
- (2) 指定都市、中核市においては、設置は任意とするが、都道府県と十分相談し、区域内に居住する方の相談窓口が明確になるよう配慮すること。
- (3) 既に相談窓口（予防接種全般に関する窓口も含む。）を設置している場合は、既存の窓口を活用することで差し支えないが、改めて担当者を明確にすること。

#### 3 相談窓口での対応の留意点

- (1) 衛生部局に設置する総合相談窓口では、相談の内容に関わらず、相談者の訴えを良く聞き、相談者のニーズに応じた適切な対応ができる機関に確実につなげること。
- (2) 教育部局に設置する相談窓口は、教育に関する事項に対応することとするが、内容によって衛生部局と密に連携をとって柔軟に対応すること。  
特に、通学、学習、進級・進学に関する相談等に対して、個々の事情に応じて所属学校に連絡をとる等により、指導・助言に努めること。
- (3) 相談窓口で相談を受け付けた後の個別対応については、相談内容や地域の実情に応じて、管轄保健所、居住市区町村等で対応することとして差し支えない。

#### 4 報告

都道府県、指定都市、中核市は、衛生部局において、衛生部局及び教育部局の窓口を取りまとめの上、別紙1により、平成27年10月16日（金）までに報告すること。

## 【別添2】

### ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する 相談窓口の担当職員に対する説明会について

#### 1 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方からの相談を受けるために設置する相談窓口の担当職員が、相談を受ける際に必要な基本的知識及び対応方法等を習得することを目的に開催する。

#### 2 主催者 厚生労働省及び文部科学省

#### 3 対象者 別添1により設置した相談窓口の担当者

#### 4 実施日 平成27年11月2日（月） 13時～17時（予定）

#### 5 場所 厚生労働省講堂

#### 6 内容（予定）

- ①ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種及び予防接種後に生じた症状に係る基本的知識について
- ②症状が生じた方からの要望について
- ③要望に対する対応について

#### 7 経費 都道府県の衛生部局、教育部局各1名に対し、厚生労働省及び文部科学省から各々の規定により旅費を支出する。

#### 8 報告

都道府県、指定都市、中核市は、衛生部局において、衛生部局及び教育部局の参加者を取りまとめの上、別紙2により、平成27年10月16日（金）までに報告すること。

**【報告・問い合わせ先】**

**相談窓口の報告、説明会参加者の報告**

**本通知全般に関する問い合わせ**

厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室

(平成 27 年 10 月 1 日以降は厚生労働省健康局健康課予防接種室)

03(5253)1111 内線 2380,2100

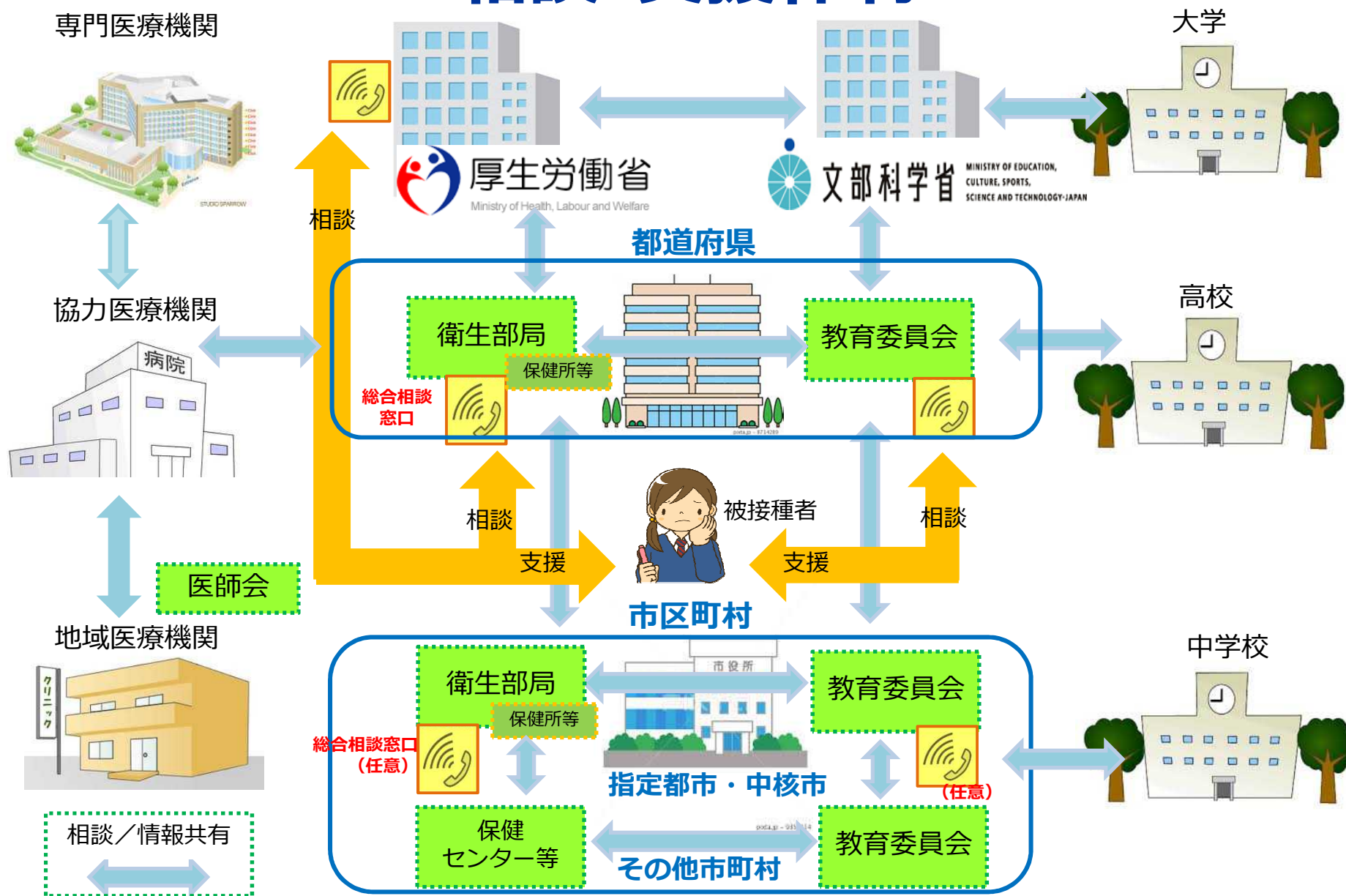
**教育に関する問い合わせ**

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

(平成 27 年 10 月 1 日以降は文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)

03(5253)4111 内線 2976

# HPVワクチン接種後に症状が生じた方に対する 相談・支援体制



ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する  
相談窓口について

## 【報告者】

都道府県名	
指定都市・中核市名	
担当部局名	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

衛生部門		
①	担当部局名	
②	担当者名	
③	電話番号	
教育部門		
④	担当部局名	
⑤	担当者名	
⑥	電話番号	

※ 設置自治体ごとに1シート使用し報告してください。

※ 報告いただいた、担当部局名、電話番号は厚生労働省・文部科学省のホームページに公表予定です。

報告先  
厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室  
(10月1日以降) 健康局健康課予防接種室

E-mail [muramatsu-hirofumi@mhlw.go.jp](mailto:muramatsu-hirofumi@mhlw.go.jp)  
[terashima-youhei@mhlw.go.jp](mailto:terashima-youhei@mhlw.go.jp)

電話 03-5253-1111 内線 (2380、2100)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する  
相談窓口の担当職員に対する説明会（11月2日）の出席者について

## 【報告者】

都道府県名	
指定都市・中核市名	
担当部局名	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	

衛生部門		
①	担当部局名	
②	出席者氏名	
③	電話番号	
教育部門		
④	担当部局名	
⑤	出席者氏名	
⑥	電話番号	

※ 設置自治体ごとに1シート使用し報告してください。

報告先  
厚生労働省健康局結核感染症課予防接種室  
(10月1日以降) 健康局健康課予防接種室

E-mail [muramatsu-hirofumi@mhlw.go.jp](mailto:muramatsu-hirofumi@mhlw.go.jp)  
[terashima-youhei@mhlw.go.jp](mailto:terashima-youhei@mhlw.go.jp)

電話 03-5253-1111 内線 (2380、2100)